

2次改訂

運行管理者試験関係法令・通知集

[追 補 版]

法律情報出版

凡例

〈追補版の構成〉

○この追補版では、「2次改訂」『運行管理者試験関係法令・通知集』（以下「法令・通知集」という。）収録法令のうち平成十六年四月一日までに改正された法令を抄録しています。

○原則として、改正のあった条項のみ掲げることとしていますが、条文の追加など追加される条文の前後の規定があつた方が理解しやすいと思われる場合には、直接改正のない条項も収録している場合があります。

○この追補版は、①一部改正によるもの、②「官報」及び「法令・通知集」正誤訂正によるものからなっており、①は明朝体で、②はゴシック体で表わすこととし、ともに傍線を付して変更箇所がわかるようにしてあります。

○「別記様式」等で法令・通知集への収録を省略しているものへの改正等はこれを省略しました。

〈内容現在〉

○本書の内容は、平成十六年四月一日現在を原則としています。

○改正後の条文の施行が平成十六年四月二日以降となるものについては、 で囲み、施行年月日を明示してあります。

●道路運送法

(昭和二十六年六月一日)
法律第百八十三号

(法律の施行日を定める規定)

附 則 (平成一四年七月一七日法律第八九号)

抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する〔平成一五年一二月政令四九四号により、平成一七・一・一から施行〕。(後略)

○旅客自動車運送事業運輸規則

(昭和三十一年八月一日)
運輸省令第四十四号

最終改正 平成一六年 三月二六日 国土交通 省 令 第二八号

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
 - 第二章 事業者(第四条―第四十七条の二)
 - 第三章 運行管理者
 - 第一節 運行管理者の選任等(第四十七条の三―第四十八条の四)
- (以下略)

(乗車券)

第八条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、運賃を收受したときは、少なくとも次の事項が記載され、又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録された一定の様式の乗車券を發行しなければならぬ。ただし、事業用自動車内において運賃を收受したときは、普通乗車券を發行しなことが出来る。

- 一 普通乗車券及び回数乗車券にあつては、事業者の名称、通用区間及び運賃額
- 二 定期乗車券にあつては、前号の記載事項のほか、通用期間、發行の日付、使用者の氏名、年齢及び定期乗車券の種類

(領収証)

第十条 (前略)

2 | 一般乗用旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受した場合であつて旅客の求めがあつたときは、收受した運賃又は料金の額を記載した領収証を發行しなければならない。

(点呼等)

第二十四条

旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

一・二(略)

2 |

旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により点呼を行い、当該の事業用自動車、道路及び運行状況について報告を求めなければならない。この場合において、当該運転者が他の運転者と交替した場合にあつては、当該運転者が交替した運転者に対して行つた第五十条第一項第八号の規定による通告についても報告を求めなければならない。

(以下略)

(経路の調査等)

第二十八条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の状態に適すると認められる

自動車を使用しなければならない。ただし、法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあつては、この限りでない。

(運行指示書による指示等)

第二十八条の二 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行うとともに、これを当該運転者により携行させなければならない。ただし、法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあつては、この限りでない。
(以下略)

(事業用自動車の清潔保持)

第四十四条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。

(乗合旅客の運送の許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業者への準用)

第四十七条の二 第五条、第八条、第九条、第十二条、第十七条、第二十七条並びに第四十二条第三項及び第四項の規定は、一般貸切旅客自動車運送事業者が法第二十一条第二号の規定による許可を受けて、路線を定めて定期に運行する事業用自動車により乗合旅客を運送する場合（行事等の事由による一時的な需要に応じた運行される場合を除く。）について準用する。

2 前項の規定により第八条又は第二十七条の規定を準用する場合における当該許可に係る運送について

は、それぞれ第十一条第一項又は第二十八条及び第二十八条の二の規定は適用しない。

(運行管理者の選任)

第四十七条の三 (前略)

2 一般貸切旅客自動車運送事業者が法第二十一条第二号の規定による許可を受け、かつ、乗車定員十人以上の自動車を使用し、かつ、乗車定員十人以上の自動車の運行については、同項の表第二号中「一般貸切旅客自動車運送事業者資格者証」とあるのは「一般乗合旅客自動車運送事業者運行管理者資格者証又は一般貸切旅客自動車運送事業者運行管理者資格者証」とする。

3

一般貸切旅客自動車運送事業者が法第二十一条第二号の規定による許可を受け、かつ、乗車定員十人以上の自動車を使用し、かつ、乗車定員十人以上の自動車の運行については、同項の表第二号中「事業用自動車の運行を管理する営業所」とあるのは「事業用自動車五両以上の運行を管理する営業所」と、一般貸切旅客自動車運送事業者運行管理者資格者証」とあるのは「一般乗合旅客自動車運送事業者運行管理者資格者証、一般貸切旅客自動車運送事業者運行管理者資格者証又は一般乗用旅客自動車運送事業者運行管理者資格者証」とする。

(運行管理者の資格要件)

第四十八条の五 法第二十三条の二第一項第二号の国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 次の表の上欄に掲げる資格者証の種類に応じ、

同表の下欄に掲げる種類の旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行管理に関し五年以上の実務の経験（法第二十一条第二号の規定による許可を受けて行う乗合旅客の運送に係るものを除く。次号において同じ。）を有し、かつ、その間に国土交通大臣が認定する運行の管理に関する講習を五回以上受講した者であること。

(以下略)

(運転者)

第五十条 1、10 (略)

11 第五項の規定は、一般貸切旅客自動車運送事業者が法第二十一条第二号の規定による許可を受けて、路線を定めて定期に運行する事業用自動車により乗合旅客を運送する場合（行事等の事由による一時的な需要に応じて運行される場合を除く。）において、当該事業用自動車の運転者について準用する。この場合において、前項の規定は適用しない。

(手数料)

第六十七条 (前略)

一 試験を受けようとする者 六千円
二 資格者証の交付又は再交付を受けようとする者 二百七十円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付又は再交付の申請をする場合にあつては、二百六十円）

附則（平成一六年三月二六日国土交通省令第

〔二七号〕

〔施行期日〕

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

〔経過措置〕

第二条 この省令の施行の際現に法第二十一条第二号の規定による許可を受けて行う乗合旅客の運送に係る事業用自動車の運行管理に関する実務の経験は、この省令による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則第四十八条の五第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行管理に関する実務の経験とみなす。

附 則 〔平成一六年三月二六日国土交通省令第

二八号〕

この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

●貨物自動車運送事業法

(平成元年七月十九日
法律第八十三号)

(法律の施行日を定める規定)

附 則 [平成一四年七月一七日法律第八九号

抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する〔平成一五年一二月政令四九四号により、平成一七・一・一から施行〕。(後略)

○貨物自動車運送事業輸送安全

規則

(平成二年七月三十日
運輸省令第二十二号)

最終改正 平成一六年 三月二六日 国土交通第二八号
省令

第四十八条 (前略)

(手数料)

- 一 試験を受けようとする者 六十円
- 二 資格者証の交付又は再交付を受けようとする者 二百七十円 (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成十四年法律第百五十一号) 第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付又は再交付の申請をする場合にあつては、二百六十円)

附 則 [平成一六年三月二六日国土交通省令第

二八号]

この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

●道路運送車両法

(昭和二十六年六月一日)
法律第百八十五号

〔法律の施行日を定める規定〕

附 則〔平成一四年七月一七日法律第八九号

抄〕

〔施行期日〕

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する〔平成一五年一二月政令四九四号により、平成一七・一・一から施行〕。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔以下略〕

附 則〔平成一四年一二月二三日法律第一五二

号抄〕

〔施行期日〕

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律〔平成十四年法律第百五十一号〕の施行の日から施行する。

一・二〔略〕

三〔前略〕第六十九条〔道路運送車両法第百二条第

二項にただし書を加える改正規定〕及び第七十条の規定 この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成一六年三月政令五二号により、平成一六・三・三一から施行〕

附 則〔平成一五年五月三〇日法律第六一号

抄〕

〔施行期日〕

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の施行の日〔平成一七年五月二九日を超えない範囲内において政令で定める日〕から施行する〔平成一五年一二月政令五四七号により、平成一七・四・一から施行〕。

◎道路運送車両法施行令

(昭和二十六年六月三十日)
政令第百五十四号

最終改正 平成一六年 一月三〇日政令第一四号

〔注〕 次の第七条は、道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条本文の規定の施行の日〔平成一七年一月一日〕から施行

〔検査記録事項の自動車登録ファイル等への記録〕

第七条〔前略〕

2 永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録をした自動車に係る検査記録事項は、保存記録ファイルに記録する。

3 自動車登録令〔昭和二十六年政令第二百五十六号〕第七条から第八条までの規定は、自動車登録ファイルに検査記録事項を記録する場合について準用する。

4 自動車登録令第六条第一項及び第四項の規定は軽自動車検査ファイルについて、前三項の規定は軽自動車検査ファイルに検査対象軽自動車に係る検査記録事項を記録する場合について準用する。この場合において、自動車登録令第六条第四項中「国土交通大臣」とあるのは、「国土交通大臣（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）」と、第二項中「永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消

登録をした」とあるのは「自動車検査証が返納された」と、前二項中「検査記録事項」とあるのは「検査記録事項その他国土交通省令で定める事項」と読み替えるものとする。

5 自動車登録令第六条第一項及び第四項の規定は二輪自動車検査ファイルについて、第一項から第三項までの規定は二輪自動車検査ファイルに二輪の小型自動車に係る検査記録事項を記録する場合について準用する。この場合において、第二項中「永久抹消登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録をした」とあるのは「自動車検査証が返納された」と、同項及び第三項中「検査記録事項」とあるのは「検査記録事項その他国土交通省令で定める事項」と読み替えるものとする。

6 自動車登録令第四十八条の規定は、法第六十九條の三において準用する法第十八條第三項の規定により所有者の変更について軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイルに記録を受けようとする場合について準用する。

〔手数料の納付を要しない独立行政法人〕

第九條 法第二百一條第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人消防研究所、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立

少年自然の家、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人農業検査所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独

立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構及び独立行政法人メディア教育開発センターとする。

〔注〕 次の第一〇条は、道路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条本文の規定の施行の日（平成一七年一月一日）から施行

（権限の委任）

第十条 法に規定する国土交通大臣の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる地方運輸局長に委任する。

- 一 法第二章（第六条第二項、第十五条の二第二項）（法第十六条第七項及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む）、第二十四条第一項、第二十九条及び第三十条を除く。、第四十三条第二項及び第五章（第六十三條第一項、第六十三條の二（第三項を除く。）、第六十三條の三、第六十三條の四第一項、第七十二條第二項、第七十四條第一項、第七十四條の三、第七十五條第一項、第五項及び第六項並びに第七十五條の二第一項、第五項及び第六項を除く。）に規定する国土交通大臣の権限（次号から第四号までに掲げるものを除く。） 自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長
- 二 法第十一条第三項及び第五項、第十五條の二第四項（法第十六条第七項及び第六十九條

の(第二五項において準用する場合を含む。)
及び第五項、第十六条第三項、第五項、第六
項及び第八項、第十八条第三項(法第六十九
条の三において準用する場合を含む。)、第二
十二条第一項、第六十二条第一項及び第二項
(法第六十三条第三項において準用する場合
を含む。)、第六十三条第二項及び第五項、第
六十六条第二項(第二号に係る部分(構造等
変更検査に係るものを除く。))に限る。)、第
六十九条の二第一項、第三項本文、第四項及
び第六項、第七十一条第一項及び第二項、第
七十一条の二第一項(新規検査に係るものを
除く。)、同条第二項において準用する法第五
十四条第四項並びに第七十二条の三に規定す
る国土交通大臣の権限並びにこれらの権限に
係る法第七十二条第一項に規定する国土交通
大臣の権限 最寄りの地方運輸局長

三| 法第十八条第一項(法第六十九条の三にお
いて準用する場合を含む。))に規定する国土
交通大臣の権限 一時抹消登録の申請又は自
動車検査証の返納が行われた時における当該
自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運
輸局長(法第十八条第三項(法第六十九条の
三において準用する場合を含む。))の規定に
より当該自動車の所有者の変更が自動車登録
ファイル(二輪の小型自動車にあつては、二
輪自動車検査ファイル)に記録された場合に
あつては、新所有者の住所地を管轄する地方
運輸局長)

四| 法第二十五条第一項、第二十六条第二項、

第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八
条の二第二項に規定する国土交通大臣の権限
自動車登録番号標交付代行者の事業場の所
在地を管轄する地方運輸局長

2 (前略)

一、三(略)

四| 前項第三号の規定により地方運輸局長に委
任された権限 一時抹消登録の申請又は自動
車検査証の返納が行われた時における当該自
動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理
部長又は運輸支局長(法第十八条第三項(法
第六十九条の三において準用する場合を含
む。))の規定により当該自動車の所有者の変
更が自動車登録ファイル(二輪の小型自動車
にあつては、二輪自動車検査ファイル)に記
録された場合にあつては、新所有者の住所地
を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長)

(以下略)

附 則 [平成一五年二月一〇日政令第四九五
号]

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律
附則第一条本文の規定の施行の日(平成十七年一月一
日)から施行する。

附 則 [平成一六年一月三〇日政令第一四号

抄]

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行す

る。〔後略〕

○道路運送車両法施行規則

(昭和二十六年八月十六日)
運輸省令第七十四号

最終改正 平成一六年 三月三一日 国土交通省 令第七三七号

[注] 次の第三十五条の三は、平成一六年七月一日から施行

(自動車検査証の記載事項)

第三十五条の三 自動車検査証に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 一十四 (略)

十四の二 牽引自動車にあつては、牽引重量(原動機の性能その他牽引自動車の駆動性能を基礎にして当該牽引自動車が最大限牽引することができるものとして算出された重量をいう。)又は第五輪荷重(セミトレーラ(前車軸を有しない被牽引自動車であつて、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつて支えられる構造のもの)をいう。)を牽引することを目的とする牽引自動車の連結装置に垂直に負荷することができる最大荷重をいう。

十五 被牽引自動車(次のイ及びロに掲げるものを除く。)にあつては、牽引自動車の車名及び型式

イ 次項の規定により自動車検査証に当該被牽引自動車と同じ車名及び型式を記載した牽引自動車によつて牽引されるもの

ロ 第三項の規定により自動車検査証に牽引することができるキャンピングトレーラ等(車両総重量一、〇〇〇キログラム未満の被牽引自動車であつて、セミトレーラに該当しないものをいう。第三項及び第四十三条の二第十号の二において同じ。)の車両総重量(原動機の性能その他牽引自動車の駆動性能並びに牽引自動車及び当該牽引自動車によつて牽引されるキャンピングトレーラ等の制動性能を基礎にして当該牽引自動車が最大限牽引することができるものとして算出されたキャンピングトレーラ等の車両総重量をいう。以下この条及び第四十三条の二第十号において「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」という。)を記載した牽引自動車(当該牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量が当該被牽引自動車の車両総重量以上のものに限る。)によつて牽引されるもの

十六 一 二 四 (略)

2 | 牽引自動車にあつては、前項各号に掲げるもののほか、自動車検査証に牽引することができる被牽引自動車(前車軸の取付け及び取り外しができる被牽引自動車であつて、前車軸を取り外した場合にのみその一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつて支えら

れる構造のものを除く。)の車名及び型式を記載することができる。

3 | キャンピングトレーラ等を牽引する自動車にあつては、第一項各号に掲げるもののほか、自動車検査証に牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量を記載することができる。

(検査対象軽自動車の車両番号)

第三十六条の二 検査対象軽自動車の車両番号は、次に掲げる文字をその順序により組み合わせて定めるものとする。

一 検査対象軽自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監視部又は運輸支局(使用の本拠の位置が自動車検査登録事務所の管轄区域に属する場合)にあつては、当該自動車検査登録事務所。以下この条、次条及び第六十三条の二第五項において同じ。)を表示する文字

二 検査対象軽自動車の用途による分類番号を表示する二けた以下のアラビア数字(別表第二の二)

三 自家用又は事業用の別等を表示する平仮名又はローマ字(別表第二の三)

四 四けた以下のアラビア数字

2 | 前項第一号の運輸監視部又は運輸支局を表示する文字については、自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令第七号)の別表第一に定めるところによる。

3 | 運輸監視部又は運輸支局の管轄区域が変更された場合においては、当該変更前に法の規定により指定を受けた検査対象軽自動車の車両番号については、当該変更又は当該変更に係る区域を含む市町村(特

別区を含む。の区域内における当該車両番号に係る検査対象軽自動車の使用の本拠の位置の変更により前二項に規定する基準に適合しないこととなつたときであつても、前二項に規定する基準に適合するものとみなす。

第三十六條之三 (前略)
第三十六條之三 (前略)

2 前条第二項の規定は前項第一号の運輸監理部又は運輸支局を表示する文字について、同条第三項の規定は運輸監理部又は運輸支局の管轄区域が変更された場合において当該変更前に法の規定により指定を受けた二輪の小型自動車の車両番号について準用する。

[注] 次の第三八條は、平成一六年七月一日から施行
(自動車検査証の記入の申請等)

第三十八條 1~7 (略)

8 法第六十七條第三項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事項に係る変更とする。

一~九 (略)
十 牽引自動車にあつては、被牽引自動車の車名又は型式

[注] 次の第四三條の二は、平成一六年七月一日から施行
(構造等に関する事項)

第四十三條の二 法第七十一條の二第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一~九 (略)
十 牽引自動車にあつては、牽引重量又は第五輪荷重並びに被牽引自動車の車名及び型式並びに牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量
十一 被牽引自動車にあつては、牽引自動車の車名及び型式
(以下略)

第六十三條の二 1~4 (略)

5 運輸監理部又は運輸支局の管轄区域が変更された場合においては、当該変更前に法の規定により指定を受けた検査対象外軽自動車の車両番号については、当該変更又は当該変更に係る区域を含む市町村(特別区を含む)の区域内における当該車両番号に係る検査対象外軽自動車の使用の本拠の位置の変更により前項に規定する様式に適合しないことになつたときであつても、同項に規定する様式に適合するものとみなす。
6 第十一条第三項の規定は、第四項の車両番号標及び臨時運転番号標について準用する。

(手数料の納付)

第六十九條 法第二百一十一條第一項の手料は、同項第一号、第二号、第五号又は第七号から第九号まで(同号にあつては、自動車検査証、自動車予備検査証又は

は限定自動車検査証の再交付を申請する者に限る。)に掲げる者にあつては自動車検査登録印紙を手料納付書にはつて、同号(臨時検査合格標章又は検査標章を申請する者に限る。)、第十号又は第十二号に掲げる者にあつては自動車検査登録印紙を申請書にはつて納めなければならない。ただし、同条第二項ただし書の規定により現金をもつて手数料を納めるときは、同項ただし書の申請等を行つたことにより得られた納付情報により、当該手数料を納めらるる。

2) 法第二百一十一條第三号、第四号、第六号又は第十二号に掲げる者の同項の手料は、収入印紙を申請書にはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二百一十一條第三号、第四号、第六号又は第十二号の申請をする場合において、当該申請を行つたことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができらる。

附則 [平成一六年三月三十一日国土交通省令第三四号]
この省令は、公布の日から施行する。

附則 [平成一六年三月三十一日国土交通省令第三六号]
この省令は、公布の日から施行する。

附則 [平成一六年三月三十一日国土交通省令第三

〔施行期日〕

第一条 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

〔経過措置〕

第二条 第二条の規定による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書の様式等を定める省令第八号様式による申請書については、第二条の規定による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書の様式等を定める省令第八号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

○道路運送車両の保安基準〔抄〕

（昭和二十六年七月二十八日）
運輸省令第六十七号

最終改正 平成一五年 九月二六日国土交通省令第九五号

（巻込防止装置等）

第十八条の二 1・2〔略〕

3 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量三・五トン以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びボール・トレーラの後面には、他の自動車^{（巻込防止装置等）}が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し告示で定める基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車^{（巻込防止装置等）}が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして告示で定める構造の自動車にあつては、この限りでない。

〔以下略〕

（側方灯及び側方反射器）

第三十五条の二 1～3〔略〕

4 側方反射器は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

い。

〔以下略〕

（番号灯）

第三十六条 自動車の後面には、番号灯を備えなければならない。ただし、最高速度二十キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。

2 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

〔以下略〕

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示〔抄〕

（平成十四年七月十五日）
国土交通省告示第六百十九号

最終改正 平成一五年一月九日国土交通省第一五四四号

第2条 この告示における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）

第2条及び保安基準第1条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

一～九〔略〕

十 「可燃物」とは、次に掲げるものをいう。

〔以下略〕

◎道路交通法施行令

(昭和二十五年十月十一日
政令第二百七十号)

最終改正 平成一六年三月一九日政令第五〇号

(緊急自動車)

第十三条

法第三十九条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したもの(第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの)とする。

- 一 消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの
- 一の二 国、都道府県、市町村、日本道路公団、関西国際空港株式会社、成田国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの

[以下略]

(自動車の乗車又は積載の制限)

第二十二條

自動車の法第五十七条第一項の政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定めるところによる。

一・二〔略〕

三 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次に掲げる長さ、幅又は高さを超えないこと。

イ 長さ 自動車の長さとその長さの十分の一の長さを加えたもの(大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の長さ)に〇・三メートルを加えたもの)

ロ 幅 自動車の幅(大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の幅)に〇・三メートルを加えたもの)

ハ 高さ 三・八メートル(大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車にあつては二メートル、三輪の普通自動車並びにその他の普通自動車で車体及び原動機の高さを基準として内閣府令で定めるもの)にあつては二・五メートル、その他の自動車で公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて定めるもの)にあつては三・八メートル以上四・一メートルを超えない範囲内において公安委員会が定める高さ)からその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの)

[以下略]

附 則 [平成一六年二月一六日政令第三号]

この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則 [平成一六年三月一九日政令第五〇号]

抄]

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

○道路標識、区画線及び道路標

示に関する命令

(昭和三十五年十二月十七日
総理府・建設省令第三号)

最終改正 平成一六年 三月二二日 内閣府・国第一号
土交通省令第一号

附 則 (平成一六年三月二二日内閣府・国土交
通省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

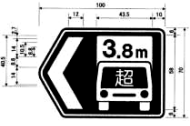
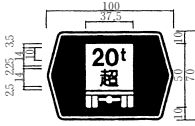

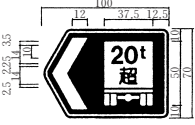

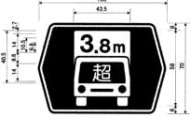
別表第一 (第一系関係
案内標識 (一)前略)

種 類	番 号	設 置 場 所
総重量限 度緩和指 定道路	(118の3-A)	車両制限令(昭和三十六年 政令第二百六十五号)第三 条第一項第二号イに規定す る道路管理者が指定した道 路において設置を必要とす る地点における左側の路 端、車道の上方、中央分離 帯又は交通島
高さ限度 緩和指定 道路	(118の3-B)	車両制限令第三条第一項第 二号イに規定する道路管理 者が指定した道路において 設置を必要とする地点にお ける左側の路端、車道の上方 又は交差点における進行 方向の正面の路端
	(118の4-A)	高速道路等以外の道路のう ち車両制限令第三条第一項 第二号に規定する道路管理 者が指定した道路において 設置を必要とする地点にお ける左側の路端、車道の上方 又は交差点における進行 方向の正面の路端
	(118の4-B)	高速道路等のうち車両制限 令第三条第一項第三号に規 定する道路管理者が指定し た道路において設置を必要
	$\frac{(118の4)}{C \cdot D}$	

(以下略)

とする地点における左側の
路端、車道の上方、中央分
離帯又は交通島

別表第二（第三条関係）
案内標識〔前略〕

	<p>高さ限度緩和指定 道路</p> <p>(118の) 4-B)</p>		<p>総重量限度緩和指定 定道路</p> <p>(118の) 3-A)</p>
	<p>高さ限度緩和指定 道路</p> <p>(118の) 4-C)</p>		<p>総重量限度緩和指定 定道路</p> <p>(118の) 3-B)</p>
	<p>高さ限度緩和指定 道路</p> <p>(118の) 4-D)</p>		<p>高さ限度緩和指定 道路</p> <p>(118の) 4-A)</p>

〔以下略〕

備考

一 本標識板（本標識の標示板をいう。）

（一）表示

1 案内標識（「サービス・エリアの予告」、「サービス・エリア」、「非常電話」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「総重量限度緩和指定道路」

〔総重量限度緩和指定道路

(118の3-B)

〕にあつては、矢形を除く。〕及び「高さ

限度緩和指定道路」〔高さ限度緩和指定道路

(118の4-B)

〕及び「高さ限度緩和

指定道路

(118の4-D)

〕にあつては、矢形を除く。〕を表示するものを除く。〕

「ト形（又は「形）道路交差点あり」、「右（又は左）方屈曲あり」、「右（又は左）方屈折あり」、「右（又は左）背向屈曲あり」、「右（又は左）背向屈折あり」、「右（又は左）つづら折りあり」、「落石のおそれあり」、「合流交通あり」、「車線数減少」、「幅員減少」、「上り急勾配あり」、「下り急勾配あり」及び「動物が飛び出すおそれあり」を表示する警戒標識、「車両（組合せ）通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「重量制限」、「高さ制限」、「最大幅」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「一方通行

(326-A)

〕、「車両通行区分」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」及び「進行方向別通行区分」を表示する規制標識並びに「規制予告」を表示する指示標識に係る図示の文字（数字を含む。（五）の2を除き、以下

同じ。及び記号「時間制限駐車区間」にあつては、「60」に限る。は、例示とする。

2、16〔略〕

17「総重量限度緩和指定道路

(118の3-A・B)

」及び「高さ限度緩和指定道路

(118の4-A・B)

を表示する案内標識の標識板を設置する地点が同一であつて必要がある場合は、次に図示したものに準じて総重量限度緩和指定道路及び高さ限度緩和指定道路を表示することができる。



18、31〔番号の繰下げ〕
寸法

1、5〔略〕

6 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、国道番号

(118-A)

県道番号

(118の2-A)

「総重量限度緩和指定道路

(118の3-A・B)

」及び「高さ限度緩和指定道

路」及び「まわり道

(118の4-A・B)

(120-A)

ては、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては図示の寸法（5に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法）の1・三倍、1・六倍又は二倍に、それぞれ拡大することができる。

(以下略)
色彩

1 案内標識

(1) 高速道路等に設置するもので「入口の方向」、「入口の予告」、「非常電

話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「国道番号

(118-A)

」及び「高さ限度緩和指定道

路」及び「まわり道」を表示するもの以外のものについては、文

(118の4-C・D)

字、記号及び区分線を白色、地を緑色とする。ただし、「方面及び距離

(106-B)

」及び「出口の予告」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口

の予告」、「方面及び出口」及び「出口」を表示するものの出口番号を表示する部分並びに「サービス・エリアの予告」及び「サービス・エリア」を表示するものの施設名を表示する部分については、文字を緑色、

地を白色とし、「方面及び出口の予告

(110-A)

」及び「方面及び出口

(112-A)

を表示するものの国道番号を表示する部分については、文字を白色、地を青色とする。

(2) (5)〔略〕

(6) 高速道路等のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する「高さ限度緩和指定道路」

者が指定した道路に設置する「高さ限度緩和指定道路」

(118の4—C)

」を表示す

るものについては、記号中の文字及び地を緑色、記号外の文字及び記号を白色とする。

(7) 高速道路等のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する「高さ限度緩和指定道路」

者が指定した道路に設置する「高さ限度緩和指定道路」

(118の4—D)

」を表示す

るものについては、記号中の文字及び地を緑色、記号外の文字、記号及び矢形を白色とする。

(8) (18)〔番号の繰下げ〕

(19) 高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する「高さ限度緩和指定道路」

」を表示するものについては、記号中の文字、緑及び地を青色、

(118の4—A)

記号外の文字、記号及び緑線を白色とする。

(20) 高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する「高さ限度緩和指定道路」

」

(118の4—B)

」

を表示するものについては、記号中の文字、緑及び地を青色、記号外の文字、記号、矢形及び緑線を白色とする。

(21) (23)〔番号の繰下げ〕

(以下略)

(五) 文字等の大きさ等

1 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

2 高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通

称名」、「著名地点

(114—B)

」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「国道番号」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定

道路」、「高さ限度緩和指定道路

(118の4—A・B)

」及び「まわり道」

を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値(ローマ字にあつては、その二分の一の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを一・五倍、二倍、二・五倍又は三倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度 (単位:キロメートル/時)		文字の大きさ (単位:センチメートル)
七〇以上	四〇、五〇又は六〇	
三〇以下	三〇	二〇

8 緑、緑線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(1) 案内標識

緑は、高速道路等以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」

及び「まわり道」(120-B)を表示するものについては九ミリメートル、「国道

番号」(118-A)、「都道府県道番号

(118の2-A)

」、「総重量限度緩和指定道路

(118の3-A・B)

及び「高さ限度緩和指定道路

(118の4-A・B)

」を表示するものについては十六ミ

リメートル、「登坂車線」を表示するものについては十ミリメートル、

「国道番号

(118-B・C)

」、「都道府県道番号

(118の2-B・C)

」及び「道路の通称名」を表

示するものについては八ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの二十分の一以上の太さとし、緑線及び区分線は、日本字の大きさの二十分の一以上の太さとする。

〔以下略〕